

## 2-4. 二次災害への対策

これまでに述べた災害時の浄化槽への対応は、作業担当者が余震、津波等の被害に遭わないよう配慮する。

### (1)余震

震災後、当面の間は余震が続くと考えられる。この間は、二次災害の発生を防ぐため、また、被災地の混乱を避けるため、浄化槽への(「詳細確認」以降の)対応を実施することは避ける。目安として、警戒区域の指定や避難勧告(指示)が解除されたことを対応開始時期とする。

ただし、本震の規模が大きいほど大規模な余震の発生が懸念される。したがって、大規模地震の後には、上記の目安によらず対応の開始時期を遅らせる等、安全に配慮した柔軟な対応を図るよう留意する。

### (2)津波

被災地が沿岸地域の場合、気象情報を収集し、津波の発生の恐れがある場合は、その間、浄化槽への(「詳細確認」以降の)対応を実施することは避ける。目安として、警戒区域の指定や避難勧告(指示)、大雨・洪水・津波等の各種警報並びに注意報が解除されたことを対応開始時期とする。

ただし、前項「(1)余震」で述べたとおり、大規模な地震の後には大きな余震が懸念され、これに伴う津波の発生は予測不可能である。したがって、大規模地震の後には上記の目安によらず、安全に配慮した柔軟な対応を図るよう留意する。